

記入方法

【①】扶養認定を受ける受けないにかかわらず、家計を共にする方全員についてご記入ください。

◆収入（年収）について下記の通りご記入ください。

○給与等定期的に収入がある場合⇒毎月の収入×12ヶ月

○年金受給の場合⇒年金通知書等に記載の額（年間の額）

○学生等収入がない場合⇒「0」

※収入とは給与と所得控除前の総収入額（交通費含む）です。

【②】配偶者の状況についてご記入ください。

配偶者を扶養家族に入れる方は⑤～⑨についても必ずご回答ください。

※証明書の添付が必要の場合があります。

（必要書類一覧参照）

【③】元の配偶者から生活費等を受け取っている場合はご記入ください。

【⑤】16歳以上の認定を受ける方が複数いらっしゃる場合は、1名ずつご用意ください。

【⑦】収入減による届出の場合は記入必須です。
※変更後の労働条件が記載された契約書の写しが必要です。

【⑨】受給がある場合は、年齢にかかわらず記入必須です。
※証明書類の添付が必要です。（必要書類一覧参照）

◆正確な記入
※添付書類

被扶養者認定申告書

下記記載のとおり相違ありません。

被保険者 記号・番号		被保険者 氏 名	
---------------	--	-------------	--

① あなたと家計を共にする方全員の構成について、必ず記入してください。

※学生の場合⇒職業欄へ学校名と学年を記載してください。（小・中学生は学年のみで構いません。）

※続柄は、戸籍上の表記と同様でお願いします。（長男、二男、長女、二女等）

氏 名	続柄	年齢	同居・別居	職 業	年収（見込）	別居の場合 住所
1		歳	同居・別居		万円	
2		歳	同居・別居		万円	
3		歳	同居・別居		万円	
4		歳	同居・別居		万円	
5		歳	同居・別居		万円	
6		歳	同居・別居		万円	

② 配偶者についてご記入ください。

配偶者の有無	有	無	配偶者「有」の場合は収入見込額をご記入ください。	☐ 給与収入等 〔年間〕 万円 ☐ 育児休業給付金 〔月額〕 万円
--------	---	---	--------------------------	--

※配偶者を扶養家族に入れる方⇒⑤～⑨について必ずご回答ください。

③ 離婚により子供を扶養する場合は記入してください。

相手方から生活費等を受け取る場合はその金額を記入してください。	万円
---------------------------------	----

④ 扶養認定を受ける方が被保険者と別居の場合は記入してください。

その方には毎月いくら生活費を支払っていますか	万円	⇒	その方は単身でお住まいですか、同居する方がいますか（どちらかに○）	単身	同居人あり
------------------------	----	---	-----------------------------------	----	-------

同居人ありの場合 その方について記入してください	続柄	氏 名	年齢	職 業	年間収入（見込）
			歳		万円
			歳		万円

（収入のある方が同居している場合、その方が扶養できない理由はなんですか）

【以下は16歳以上の認定を受ける方はご記入をお願いいたします。】

※高校生・専門学校生・大学生の場合は記入は不要です。

⑤ 今回被扶養者の認定を受ける方について記入してください。

扶養家族に入れる方の氏名を記入してください	扶養家族に入れる理由（該当番号に○をつける）
	1. 仕事を辞めた 2. 結婚 3. 失業保険の支給が完了した 4. 以前に比べ収入が減って年間収入が130万円未満になった 5. その他 具体的に（例）無職、○年○月○日より無職 など

⑥ 認定を受ける方の失業給付について記入してください。※上記⑤で「1. 仕事を辞めた」と回答した方は必ず記入してください。

失業保険を受ける予定はありますか	受給	受給	受給期間延長	受給資格	退職日	年	月	日
	する	しない	の手続きをする	なし				

⑦ 上記⑤で「4. 収入が減った」と回答した方はその状態を記入してください。

収入が減った原因はなんですか（該当番号に○）	1. 勤務時間	2. 勤め先が	3. その他（詳しく記入）	どのように減りましたか	いつから	月から
	減った	変わった			毎月	万円から
						万円に 減った

⑧ 扶養認定を受ける方の状況について記入してください。

現在加入している健康保険制度は何ですか	1. 勤務先の社会保険（会社名）	2. 任意継続保険	3. 国民健康保険	4. 未加入
---------------------	------------------	-----------	-----------	--------

⑨ 扶養認定を受ける方の年金受給について記入してください。

※注意事項

原則として遡及は行いません。届出が1ヶ月以上遅れた場合は当組合へ書類到着日付での認定となります。

また、書類の不備や添付書類が不足している場合は認定が遅れますので、必ず不備不足がないことを確認のうえご提出ください。

【④】認定対象者が別居の場合は記入必須です。

※証明書の添付が必要の場合があります。

（必要書類一覧参照）

【⑥】離職による届け出の場合は記入必須です。

※誓約書および証明書類の添付が必要です。

（必要書類一覧参照）

【⑧】扶養認定申請時（現在）の加入状況をご記入ください。